

実務研究

日本税務会計学会
平成20年5月 月次研究会



浅野有美 [北沢]

種類株式の意義と株主の有する権利 — 会社法と実務の留意点 —

I はじめに

平成18年5月1日会社法の施行以来、実務においても「種類株式」という話題は常に上がってくる。そこで「会社法」とは、どの様な

II 会社法の位置付け

「会社法」は、会社の設立・組織運営及び管理について定める法律であり、全8編979条からなり、「会社法」の下に電磁的方法による通知等の承諾・電子公告調査機関の登録等を定める「会社法施行令」、株主総会の手続きその他細目的な事項について「会社法」の委任に基づき約300の事項について制定されている。

III 株主・株式とは何か？

会社法における株主・株式の法的根拠は、会社法第104条（株主の責任）・第105条（株主の権利）である。（以下、会社法略）
第104条は、株主は出資後、会社の債権者に対してなんらの責任を有さないという株主有限責任を述べている。
第105条の規定とは、株式会社における株主の位

行使できるもの（株主総会等）の権利の2つの権利を示す。
第105条では、第1項において株主が有する権利についてまず規定した上で、第2項において、剰余金の配当を受ける権利と剰余財産の分配を受ける権利の全部を有しない定めは、効力を有しないとしている。

これは逆に言うと第2項に反する（剰余金の配当を受ける権利と剰余財産の分配を受ける権利のすべてを有しないという内容）株式

これは逆に言うと第2項に反する（剰余金の配当を受ける権利と剰余財産の分配を受ける権利のすべてを有しないという内容）株式

これは逆に言うと第2項に反する（剰余金の配当を受ける権利と剰余財産の分配を受ける権利のすべてを有しないという内容）株式

IV 種類株式の法的な根拠

(1) 第107条の株式
第107条（株式の内容）第1項において、株式会社は、「その発行する全部の株式の内容」として次に掲げる事項を定めることができる」としている。

① 譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。
② 当該株式について、株主が当該株式会社に對してその取得を請求することができること。
③ 当該株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。

これは、従来の普通株と違い、全部がある特別な定めの下に発行されるものであって、内容的には、譲渡制限株式・取得請求権付株式・取得条項付株式の株式の内容を指している。

しかし、第107条の特

は創設できない、という形で株式の内容について特別な定めを存在させることができるということに他ならない。

言い換えれば第2項に反する株式でなければ、良いということであり、後述の第107条・第108条にある様々な株式が存在する法的根拠となる。

たとえば第105条において、剰余金の配当を一切受けない株式又は剰余財産の分配を一切受けない株式は、存在が可能となることから自明である。

別な定めのある株式とはその会社の発行するすべての株式が同じ特別な定めのためこれをもち種類株式といふのではない。

(2) 第108条における異なる種類の株式
第108条（異なる種類の株式）において株式会社は、次の9項目について異なる定めをした2以上の株式を発行できることとしている。

① 譲渡制限株式
② 譲渡制限株式
③ 取得請求権付株式
④ 取得条項付株式
⑤ 全部取得条項付株式
⑥ 拒否権付株式（所謂黄金株）
⑦ 役員選任権付株式（種

株式における異なる定めとは、以下のとおり
① 配当優先・普通・劣後株式
② 剰余財産優先・普通・劣後株式
③ 議決権制限株式
④ 譲渡制限株式
⑤ 取得請求権付株式
⑥ 取得条項付株式
⑦ 全部取得条項付株式
⑧ 拒否権付株式（所謂黄金株）
⑨ 役員選任権付株式（種

「前項の規定にかかわらず、公開会社でない株式会社は、第105条（株主の権利）第1項各号に掲げる権利に関する事項について、株主ごとに異なる取り

「前項の規定にかかわらず、公開会社でない株式会社は、第105条（株主の権利）第1項各号に掲げる権利に関する事項について、株主ごとに異なる取り

類投票株式）*非公開会社のみ発行可能
ここで、留意すべきは、各号の内容に対応する異なる定めの種類株式が存在するのではなく、第105条に抵触しない範囲で上記①～⑨（公開会社にあつては⑧まで）の様々な権利の組み合わせが可能である。

第107条は、その株式の全部について譲渡制限・取得請求権・取得条項を付すことができることとしている。

第108条にも、同様な譲渡制限・取得請求権・取得条項付の株式があるが、第108条があくまで剰余金の分配は1号から9

第109条（株主の平等）第1項には、「株式会社の株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない」と定めている。

第109条第1項においては109条第1項においての株主の平等とは、内容の異なる株式を有する株主が、その内容の異なる株式を有する株主間において平等に扱われるべきを示すもので、その発行する種類株式の内容においての平等性を問うものではなく、「株主平等の原則」と「種類株式の存在」は相反するものではない。

109条第1項においては109条第1項においての株主の平等とは、内容の異なる株式を有する株主が、その内容の異なる株式を有する株主間において平等に扱われるべきを示すもので、その発行する種類株式の内容においての平等性を問うものではなく、「株主平等の原則」と「種類株式の存在」は相反するものではない。

109条第1項においては109条第1項においての株主の平等とは、内容の異なる株式を有する株主が、その内容の異なる株式を有する株主間において平等に扱われるべきを示すもので、その発行する種類株式の内容においての平等性を問うものではなく、「株主平等の原則」と「種類株式の存在」は相反するものではない。

109条第1項においては109条第1項においての株主の平等とは、内容の異なる株式を有する株主が、その内容の異なる株式を有する株主間において平等に扱われるべきを示すもので、その発行する種類株式の内容においての平等性を問うものではなく、「株主平等の原則」と「種類株式の存在」は相反するものではない。

109条第1項においては109条第1項においての株主の平等とは、内容の異なる株式を有する株主が、その内容の異なる株式を有する株主間において平等に扱われるべきを示すもので、その発行する種類株式の内容においての平等性を問うものではなく、「株主平等の原則」と「種類株式の存在」は相反するものではない。

号（公開会社については、8号まで）の事項について異なる定めをしても良いということであることを定めており、2以上の異なる定めがあることにより必然的に生ずる株式についても定めている。

例えば、剰余金の分配において差異を生じさせること（配当優先株）は、配当優先でない他者がなければ存在しないのであって第107条の条項の「全部の株式」という規定には、存在しないのである。

第108条に該当すること（つまり定款に2以上の種類株式を有する定めを置いた株式会社）は、種類株式発行会社であるが、実際に定款に定めた種類株式の全部の種類株式を発行しなくても良い。

種類株式の相続税評価については、配当優先の無議決権株式について5%の評価減が認められることになったが（平成19年2月19日の国税庁の回答）、その5%の減部分は、他の相続人の有する株式の評価額に加算されることになり、相続税の課税標準額の総額において減少せず、節税効果という点では期待できない。また、同回答において、社債

種類株式の相続税評価については、配当優先の無議決権株式について5%の評価減が認められることになったが（平成19年2月19日の国税庁の回答）、その5%の減部分は、他の相続人の有する株式の評価額に加算されることになり、相続税の課税標準額の総額において減少せず、節税効果という点では期待できない。また、同回答において、社債

種類株式の相続税評価については、配当優先の無議決権株式について5%の評価減が認められることになったが（平成19年2月19日の国税庁の回答）、その5%の減部分は、他の相続人の有する株式の評価額に加算されることになり、相続税の課税標準額の総額において減少せず、節税効果という点では期待できない。また、同回答において、社債

種類株式の相続税評価については、配当優先の無議決権株式について5%の評価減が認められることになったが（平成19年2月19日の国税庁の回答）、その5%の減部分は、他の相続人の有する株式の評価額に加算されることになり、相続税の課税標準額の総額において減少せず、節税効果という点では期待できない。また、同回答において、社債

種類株式の相続税評価については、配当優先の無議決権株式について5%の評価減が認められることになったが（平成19年2月19日の国税庁の回答）、その5%の減部分は、他の相続人の有する株式の評価額に加算されることになり、相続税の課税標準額の総額において減少せず、節税効果という点では期待できない。また、同回答において、社債

種類株式の相続税評価については、配当優先の無議決権株式について5%の評価減が認められることになったが（平成19年2月19日の国税庁の回答）、その5%の減部分は、他の相続人の有する株式の評価額に加算されることになり、相続税の課税標準額の総額において減少せず、節税効果という点では期待できない。また、同回答において、社債

定款で定めることが出来るということであり、属人的株式といわれるものである。

第109条第2項において株主単位で剰余金の配当・剰余財産の分配・株主総会の議決権に限定して人的属性によって株式の内容に差異を設けて良いという定めがあるのは、旧有限会社法第39条（社員議決権）に由来するものであり、これが「会社法」において、

類似株式については、社債に準じた評価をするもの、拒否権付株式（黄金株）についての拒否権部分の評価は、行われぬ。

実務上、種類株式は節税というより、たとえば取得条項付株式と配当優先株式を併用することによる円滑な事業承継や、会社運営の迅速化などに有効であるといえよう。

実務上、種類株式は節税というより、たとえば取得条項付株式と配当優先株式を併用することによる円滑な事業承継や、会社運営の迅速化などに有効であるといえよう。

実務上、種類株式は節税というより、たとえば取得条項付株式と配当優先株式を併用することによる円滑な事業承継や、会社運営の迅速化などに有効であるといえよう。

実務上、種類株式は節税というより、たとえば取得条項付株式と配当優先株式を併用することによる円滑な事業承継や、会社運営の迅速化などに有効であるといえよう。

実務上、種類株式は節税というより、たとえば取得条項付株式と配当優先株式を併用することによる円滑な事業承継や、会社運営の迅速化などに有効であるといえよう。

実務上、種類株式は節税というより、たとえば取得条項付株式と配当優先株式を併用することによる円滑な事業承継や、会社運営の迅速化などに有効であるといえよう。

VII 種類株式の活用と実務上の接点

種類株式の活用と実務上の接点
類似株式については、社債に準じた評価をするもの、拒否権付株式（黄金株）についての拒否権部分の評価は、行われぬ。

実務上、種類株式は節税というより、たとえば取得条項付株式と配当優先株式を併用することによる円滑な事業承継や、会社運営の迅速化などに有効であるといえよう。

実務上、種類株式は節税というより、たとえば取得条項付株式と配当優先株式を併用することによる円滑な事業承継や、会社運営の迅速化などに有効であるといえよう。

実務上、種類株式は節税というより、たとえば取得条項付株式と配当優先株式を併用することによる円滑な事業承継や、会社運営の迅速化などに有効であるといえよう。

実務上、種類株式は節税というより、たとえば取得条項付株式と配当優先株式を併用することによる円滑な事業承継や、会社運営の迅速化などに有効であるといえよう。

VIII おわりに

会社法という法律の位置づけから、種類株式の意義について私なりに整理してきた。

実務上、今後様々な種類株式が出現することであろう。しかしその導入の際には、様々な状況の想定をした上での慎重な導入が必要である。

また、導入時の反対株主の買取請求（第116条）に対する株価の決定等において、裁判所がその価格を決定することとなる。